

令和8年8月以降

70歳以上					年間上限 (世帯)
区 分			自己負担限度額		
			外来(個人ごと)	入院(個人ごと/70歳以上の世帯合算)	
現役並み 所得者 3割負担	Ⅲ	課税所得額 690万円以上	270,300円＋(総医療費-901,000円)×1%〔140,100円〕		168万円
	Ⅱ	課税所得額 380万円以上	179,100円＋(総医療費-597,000円)×1%〔93,000円〕		111万円
	Ⅰ	課税所得額 145万円以上	85,800円＋(総医療費-286,000円)×1%〔44,400円〕		53万円
一般※1 2割負担			22,000円 (年間 21.6万円上限)	61,500円 〔44,400円〕	53万円※3
住民税非課税		Ⅱ	11,000円 (年間 9.6万円上限)	25,700円 〔24,600円〕	29万円
住民税非課税で一定所得以下		Ⅰ	8,000円	15,700円	18万円

※1 現役並み所得者、低所得者のいずれにも該当しない方
 ※2 低所得者Ⅱは、市町村民税非課税世帯の方。低所得者Ⅰは市町村民税非課税世帯の方で各所得がいずれ0円の方になります。
 ※3 「28万円未満(課税所得)」区分に該当することが確認できた場合は、年間上限41万円を適用
 ※[]は多数該当の場合の自己負担限度額です。